

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて

財関第 678 号
平成 20 年 6 月 13 日
改正 財関第 952 号
平成 20 年 8 月 29 日
改正 財関第 1146 号
平成 20 年 10 月 9 日
改正 財関第 163 号
平成 22 年 2 月 17 日
改正 財関第 945 号
平成 25 年 8 月 30 日
改正 財関第 85 号
平成 26 年 1 月 31 日

標記のことについて、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」（平成 20 年政令第 196 号、以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

記

1 経済産業大臣の発給する証明書の取扱い

令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する経済産業大臣の発給する証明書が輸入申告等（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条に規定する輸入申告、同法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告並びに同法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 62 条の 10 の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。

なお、当該証明書が提出された場合においては、後記 2 の原産地証明書の確認を要しないので留意する。

- (1) 当該証明書に押なつされた経済産業大臣の印を確認する。
- (2) 当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C-5020）又は「特例申告書」（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下「輸入（納税）申告書等」という。）との確認は、次に掲げる方法により行う。

イ 証明書の「申請書」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との確認

ロ 証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）

申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との確認

- (3) 当該証明書に記載された貨物の全量について輸入申告等がなされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C-5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに保管するものとする。

なお、証明書に記載された貨物の一部について輸入申告等がされた場合の取扱いは、次による。

イ 証明書及びその写しを輸入申告等の際に提出する。

ロ 証明書及びその写しの裏面に、当該申告に係る輸入（納税）申告書等の番号、輸入数量、当該証明書に係る残数量及びその他必要な事項を記載する。

ハ 証明書及びその写しに審査印（C-5000）を押なつし、証明書については申告者に返付するとともに、その写しについては、輸入（納税）申告書等とともに保管する。

ニ 当該証明書に係る輸入数量の全量について輸入通関が終了した場合には、当該証明書を最後の輸入（納税）申告書等とともに保管する。

2 原産地を証明した書類等の取扱い

令第1条第1項第1号に規定する電解二酸化マンガン（以下「電解二酸化マンガン」という。）の輸入申告等の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。

なお、統計品目番号2820.10-000のうち電気分解の工程を経て製造された二酸化マンガンについては、関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）8の2-4の(1)の規定は、適用しないので留意する。

(1) 原産地を証明した書類の提出

イ 「原産地を証明した書類」とは、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の2第1項に規定する特惠受益国等を原産地とする場合にあつては、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第27条第1項に規定する原産地証明書とし、それ以外の国又は地域を原産地とする場合にあつては、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第61条第1項第1号に定める原産地証明書とする。輸入申告等を受理する際には、通常審査のほか、これらの原産地証明書の確認を行うものとする。

なお、原産地証明書の確認方法については、特惠受益国等を原産地とする場合にあつては、関税暫定措置法基本通達8の2-1の(1)のロの規定を準用する。この場合において、同項の(1)のロ中「当該輸入申告等に規定する物品が令第27条第1項ただし書に規定する物品である場合等を除き、同条第1項の規定による原産地証明書」とあるのは、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第3条第1項の規定による原産地証明書」と読み替えるものとする。また、それ以外の国又は地域を原産地とする場合にあつては、関税法基本通達68-3-8の規定を準用する。

また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

る。

ロ 令第3条第3項において準用する関税暫定措置法施行令第28条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達8の2-7の規定を準用する。

この場合における提出猶予の申請は、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式1）2通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち1通（通知用）に受理印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

ハ その他原産地証明書に係る取扱いについては、次の関税暫定措置法基本通達の規定を準用する。

同通達8の2-3の(1)の規定

同通達8の2-5から8の2-6までの規定

同通達8の2-8の規定

同通達8の2-10及び8の2-11の規定

同通達8の2-16の規定

(2) 原産地証明書の提出がない場合の取扱い

上記(1)に規定する原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないこと等のやむを得ない事情により、輸入者が原産地証明書を入手することが困難な場合で、関税法基本通達68-3-6の(3)に規定する仕入書その他の書類（以下「仕入書等」という。）により原産地が明らか場合には、当該仕入書等により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合における電解二酸化マンガンに係る輸入申告等の原産地の認定の具体的方法は、関税法基本通達68-3-7のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示等により認定するものとする。

(3) 特定電解二酸化マンガンの生産を証する書類等の取扱い

令第3条第2項に規定する「生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類」とは、生産者の生産証明書、メーカーズ・インボイス等の書類（税関により確認されたこれらの書類の写しを含む。）とする。

3 不当廉売関税が課される電解二酸化マンガンの納税申告の方法

令第1条第1項に規定する不当廉売関税が課される特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、特定貨物については、関税法基本通達67-4-17に規定する取扱いによることはできないことに留意する。

(1) 一般税率による関税（令第4条に規定する法別表の税率による関税をいう。以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、不当廉売関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費

税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。

- (2) 一般税率に関する「税率」欄には、関稅定率法（明治43 年法律第54 号）の別表の税率（関稅法第3 条ただし書の規定により条約に基づく税率の適用がある場合は、当該条約に基づく税率又は関稅暫定措置法第8 条の2 第1 項第3 号の規定の適用がある場合は、同号の税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」、「協」又は「特」のいずれか下の枠内に×印を記載する。
- (3) 不当廉売関稅に関する申告事項の記載要領については、次による。

- ① 「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

 の欄中
」
「

地	
---	--

 の次に
」
「

AD	
----	--

 と記載させる
」

なお、「AD」は、不当廉売関稅を表すものとする。

- ② 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG」を記載する。
- ③ 「正味数量」欄には、一般関稅の場合と同数量を記載する。
- ④ 「内国消費税課稅標準額」欄には、一般関稅の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載する。
- ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する不当廉売関稅の税率を記載する
- ⑥ 「内国消費税等稅額」欄には、不当廉売関稅の額を邦価で円単位まで記載する。
- ⑦ 「稅額合計」欄には、「関稅」欄中「関稅」を「一般関稅」と訂正し、一般関稅の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。また、2 欄目の右欄に「AD稅」と記載し、左欄に不当廉売関稅の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載する。
- (4) 納付すべき一般関稅及び不当廉売関稅の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。
- ① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関稅」欄を「一般関稅」と訂正のうえ、一般関稅に係る延長する稅額を記載する。また、「稅」欄に「AD稅」と記載し、不当廉売関稅に係る延長する稅額を記載する。
- ② 「延長しない稅額」欄には、一般関稅の額及び不当廉売関稅の額からそれぞれの納期限の延長に係る稅額を差し引いた稅額を記載する。
- (5) 輸出入・港灣関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2 条第1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入申告をする場合には、上記(1)から(4)までの規定

にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。

4 免税等

一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。

5 不当廉売関税が課される申告の端数計算

不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。

(例)

スペイン原産の特定貨物の例

① 一般関税 (CIF 価格)	(税率 (協定税率))
3,285,932円	3.3%
↓	↓
$3,285,000円 \times 0.033 =$	108,405円 (端数処理前)
(端数処理後)	↓
	108,400円 (端数処理後)
	(納付税額)
② 不当廉売関税 (CIF 価格)	(税率)
3,285,932円	14.0%
↓	↓
$3,285,000円 \times 0.14 =$	459,900円 (端数処理前)
	↓
	459,900円 (端数処理後)
	(納付税額)
③ 消費税 (内国消費税等課税標準額)	(税率)
$3,285,932 + 108,400 + 459,900 = 3,854,232円$	6.3%
$3,854,000円 \times 0.063 =$	242,802円 (端数処理前)
(端数処理後)	↓
	242,800円 (端数処理後)
	(納付税額)
④ 地方消費税	(税率)
242,800円	17 / 63
$242,800円 \times 17 \div 63 =$	65,517円 (端数処理前)
	(円位未満切り捨て)
	↓
	65,500円 (端数処理後)
	(納付税額)

6 納付手続等

不当廉売関税の納付手続等については、次による。

- (1) 不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。
なお、納付書の各片には、その余白部分に「AD」と朱書きし、不当廉売関税の納付であることを明確にする。
- (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と不当廉売関税を別々に行うこととする。

7 還付の請求の取扱い

令第5条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「電解二酸化マンガンに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式2。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定について」（平成4年会計検査院訓令4検第412号）第3章第6第1項(2)（(国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定)）に規定する書類を送付する必要がある場合（同章第6第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。
- (2) 還付請求があった場合には、還付請求書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。
 - イ 令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する国の需要者に販売した電解二酸化マンガンの販売価格に関する証拠
 - ロ 令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する国から本邦に向けて輸出された電解二酸化マンガンに係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠
- (3) 還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。
 - イ 受理担当官は、当該請求書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。
 - ロ 統括審査官は、受理した請求書を（支署、出張所にあつては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。
 - ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該請求書及び上記(2)に規定する添付書類1通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。